

健健発0420第3号  
健感発0420第6号  
保保発0420第2号  
令和4年4月20日

健康保険組合連合会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政につきまして、格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんの定期の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（令和4年4月時点で43歳から60歳。以下「対象者」という。）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施することとし、「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」（令和2年1月30日付け健健発0130第2号・健感発0130第2号・保保発0130第1号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長・保険局保険課長通知）により、これまで御協力をいただいているところです。

「風しんの追加的対策」については、対象者の抗体保有率を令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げていたところ、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の様々な影響により令和4年3月までの目標達成が困難であることから、第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、「風しんの追加的対策」の目標の期限を令和7年3月末まで延長すること、また、追加の実施率向上の取組を別紙1のとおり行うことについて定めたところです。

つきましては、風しんに係る抗体検査及び予防接種の実施率向上に向けて、各

事業場において、従業員のうち対象者について風しんの抗体検査を受検できる環境を整備する等のため、別紙2のとおり、日本経済団体連合会会長に協力を依頼しました。

貴会においても、内容について御承知の上、会員に周知いただき、従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について、御協力いただくようお願いいたします。

<参考>

- ・別紙1 風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】
- ・別紙2 日本経済団体連合会宛通知（協力依頼）